

議 第 3 号

米の安定供給及び生産基盤強化を通じた
食料安全保障の確保を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、我が国の食料安全保障は、国内農業の持続的な発展や、農業の基盤である農村の振興を通じて、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人ひとりがこれを手に入れることとされている。

しかしながら、米農家は依然として厳しい経営状況にあり、また、昨年からの米価高騰によって、低所得者層を中心とした消費者の生活は困窮している。加えて、酒造好適米から食用米への作付けの転換により、酒蔵においては事業継続が危惧されている。

高騰した消費者価格を下落させるために、政府備蓄米を放出したが、今後、米農家が意欲を持って生産量を増やせるよう、米価の下落に備えた補償に加えて、収益力向上を通じた所得向上を図る施策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、今次の米不足の原因を速やかに検証し、米の安定供給及び生産基盤強化を通して食料安全保障を確保するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 政府備蓄米の十分な確保に努め、市場価格を注視しながら、弾力的な供給を行うこと。
- 2 国内の安定供給に加え、輸出促進及びフードバンク等への交付、開発途上国に対する食料援助等への活用を踏まえた米の増産を検討すること。
- 3 従来から酒造好適米の生産を続ける農家及び酒造好適米から食用米に作付けを転換した農家に対し、酒造好適米を生産するための支援を行うことで、酒造好適米の安定供給及び価格の安定化を実現すること。
- 4 米農家の生産性及び収益力の向上を図るため、農地集積・集約化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の実装等を進めるとともに、再生産可能な所得補償を含めた手厚い支援を行うこと。